平成２４年（フ）第９２号
東京都大田区大森中２丁目14番28―208号
破産者　横田　吉彦
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１３６号
千葉県佐倉市宮前３丁目36番地19　ベルビュー佐倉宮前102
破産者　岡戸　一忠
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２５７号
千葉県佐倉市表町３丁目13番地30
破産者　株式会社アイ・エンタープライズ
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２５８号
千葉市若葉区若松町977番地72　グランドステージ・コウＢ館110号、申立時の住所千葉県佐倉市春路２丁目12番地13
破産者　井上るり子
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第９１号
千葉県木更津市八幡台２丁目11番２号
破産者　有限会社マックソウケン
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第４００号
鹿児島県鹿児島市上荒田町22番３号　育英社ビル５Ｆ
破産者　前田　健成
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第９６８号
仙台市若林区大和町５丁目18番10号
破産者　株式会社高翔
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９４号
千葉県茂原市押日277番地69
破産者　齊藤　一彦
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第９５号
千葉県茂原市押日277番地69
破産者　齊藤　佳己
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第４２７６号
東京都品川区二葉１丁目18―14
破産者　染谷　修平
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４号
長野県上田市常磐城１丁目８番33号
破産者　株式会社フランスベーカリー
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第７５０号
愛知県長久手市根の神210番地
破産者　パライトサービス有限会社
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２４５号
名古屋市緑区小坂１丁目316番地
破産者　有限会社石倉電気
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６８２０号
大阪市北区堂島浜２丁目１番９号
破産者　シルバーオックス株式会社
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６３号
岡山県玉野市長尾487番地、開始決定時の住所岡山県玉野市長尾1609番地202
破産者　宇津　　晃
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８９４号
広島市中区小網町３番１号
破産者　ナギラ株式会社
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３１号
熊本県熊本市飛田１丁目１番２号
破産者　ハートフル合同会社
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２１１号
沖縄県豊見城市名嘉地223―１、商業登記簿上の本店所在地沖縄県豊見城市字翁長664番地
破産者　有限会社ファインフルーツ沖縄
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第７号
北海道紋別郡滝上町字滝ノ上市街地二条通２丁目２番地
破産者　株式会社武田商店
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５号
北海道旭川市旭神２条４丁目10番15号
破産者　有限会社パルビジョン
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７２号
北海道上川郡鷹栖町南１条６丁目２番15号
破産者　株式会社Ｒ．Ｍ．Ｓ
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２７号
北海道上川郡上川町東町140番地
破産者　日正興業株式会社
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部